

原子力発第15286号
平成28年 3月 4日

愛媛県知事
中村時広 殿

四国電力株式会社
取締役社長 佐伯 勇 人

原子炉施設保安規定変更の補正に関する事前連絡について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、弊社事業につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、題記につきまして、下記のとおり安全協定第10条第1項第1号の規定に基づく事前連絡を致します。

敬 具

記

1. 補正の理由

緊急作業従事者の選定にあたって実施する教育訓練に係る原子炉施設保安規定の記載内容について、実用炉規則の規定に基づく整理を行ったことから、記載内容を補正する。

2. 変更の概要

平成27年12月18日付事前連絡した原子炉施設保安規定の記載内容の一部を補正する。

以 上

伊方発電所原子炉施設保安規定の補正前・後の比較表

補正前	補正後	備考																														
<p style="text-align: center;">第9章 非常時の措置</p> <p>(原子力防災要員) 第121条 安全技術課長は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員を定めるにあたり、所長の承認を得る。</p> <p>(緊急作業従事者の選定) 第121条の2 安全技術課長は、次の事項全ての要件に該当する所員および協力会社従業員等の放射線業務従事者から、緊急作業に従事させるための要員（以下、「緊急作業従事者」という。）を選定し、所長の承認を得る。 (1) 表121の2に定める緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、社長に書面で申し出た者 (2) 表121の2に定める緊急作業についての訓練を受けた者 (3) 実効線量について250ミリシーベルトを線量限度とする<u>緊急作業従事者</u>は、第121条に定める原子力防災要員、原子力災害対策特別措置法第9条第1項に規定する原子力防災管理者または同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>表121の2</p> <table border="1" data-bbox="225 919 1359 1245"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>項目※1（電離放射線障害防止規則の分類）</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">緊急作業についての教育</td> <td>緊急作業の方法に関する知識（放射線防護措置の教育含む）</td> <td>3時間以上</td> </tr> <tr> <td>緊急作業で使用する施設および設備の構造ならびに取扱いの方法に関する知識</td> <td>2時間以上</td> </tr> <tr> <td>電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法および被ばく線量の管理の方法に関する知識</td> <td>1時間以上</td> </tr> <tr> <td>関係法令</td> <td>0.5時間以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">緊急作業についての訓練</td> <td>緊急作業の方法</td> <td>3時間以上</td> </tr> <tr> <td>緊急作業で使用する施設および設備の取扱い※2</td> <td>3時間以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：安全技術課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認められた者については、該当する教育訓練について省略することができる。</p> <p>※2：緊急作業で使用する施設および設備を取り扱う者を対象とする。</p>	分類	項目※1（電離放射線障害防止規則の分類）	時間	緊急作業についての教育	緊急作業の方法に関する知識（放射線防護措置の教育含む）	3時間以上	緊急作業で使用する施設および設備の構造ならびに取扱いの方法に関する知識	2時間以上	電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法および被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上	関係法令	0.5時間以上	緊急作業についての訓練	緊急作業の方法	3時間以上	緊急作業で使用する施設および設備の取扱い※2	3時間以上	<p>(変更なし)</p> <p>(緊急作業従事者の選定) 第121条の2 安全技術課長は、次の事項全ての要件に該当する所員および協力会社従業員等の放射線業務従事者（<u>女子については、妊娠不能と診断された者に限る。</u>）から、緊急作業に従事させるための要員（以下、「緊急作業従事者」という。）を選定し、所長の承認を得る。 (1) 表121の2に定める緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、社長に書面で申し出た者 (2) 表121の2に定める緊急作業についての訓練を受けた者 (3) 実効線量について250ミリシーベルトまでを線量限度とする<u>緊急作業に従事する者</u>にあつては、第121条に定める原子力防災要員、原子力災害対策特別措置法第9条第1項に規定する原子力防災管理者または同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること</p> <p>表121の2</p> <table border="1" data-bbox="1439 919 2573 1171"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>項目</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">教育</td> <td>緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能および使用方法等）</td> <td>3時間以上</td> </tr> <tr> <td>電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法および被ばく線量の管理の方法に関する知識</td> <td>1時間以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">訓練</td> <td>緊急作業の方法※1</td> <td>3時間以上</td> </tr> <tr> <td>緊急作業で使用する施設および設備の取扱い※2</td> <td>3時間以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：兼用できる訓練 ・第17条の2第1項のうち、緊急作業の方法に関する訓練</p> <p>※2：兼用できる訓練 ・第17条の2第1項のうち、緊急作業で使用する施設および設備の取扱いに関する訓練 ・第124条に示す訓練 ・第130条に示す運転訓練</p>	分類	項目	時間	教育	緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能および使用方法等）	3時間以上	電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法および被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上	訓練	緊急作業の方法※1	3時間以上	緊急作業で使用する施設および設備の取扱い※2	3時間以上	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化（実用炉規則第79条に規定されている女子の扱いについて追記） その他記載の適正化 記載の適正化（保安規定には、実用炉規則に規定されている教育および訓練項目を記載） 記載の適正化（兼用できる訓練について明確化）
分類	項目※1（電離放射線障害防止規則の分類）	時間																														
緊急作業についての教育	緊急作業の方法に関する知識（放射線防護措置の教育含む）	3時間以上																														
	緊急作業で使用する施設および設備の構造ならびに取扱いの方法に関する知識	2時間以上																														
	電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法および被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上																														
	関係法令	0.5時間以上																														
緊急作業についての訓練	緊急作業の方法	3時間以上																														
	緊急作業で使用する施設および設備の取扱い※2	3時間以上																														
分類	項目	時間																														
教育	緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能および使用方法等）	3時間以上																														
	電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法および被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上																														
訓練	緊急作業の方法※1	3時間以上																														
	緊急作業で使用する施設および設備の取扱い※2	3時間以上																														

補正前	補正後	備考												
<p>(原子力防災訓練) 第124条 安全技術課長は、原子力防災組織の構成員等に対して非常事態に対処するための総合的な訓練を毎年度1回以上実施し、所長に報告する。</p> <p>(緊急作業従事者の線量管理等) 第128条の2 本部長は、緊急作業従事者の緊急作業期間中の実効線量および等価線量を表128の2に定める項目および頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>2 本部長は、緊急作業従事者の外部被ばくの低減および内部被ばくの防止を図るため、施設の状況および作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じる。</p> <p>3 本部長は、緊急作業従事者に対し、緊急作業に係る業務に従事後1ヶ月^{※1}に1回および緊急作業に係る業務から離れる際、医師による健康診断を実施する。</p> <p>表128の2</p> <table border="1" data-bbox="341 877 1267 993"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部被ばくによる線量</td> <td>1ヶ月^{※1}に1回</td> </tr> <tr> <td>内部被ばくによる線量</td> <td>1ヶ月^{※1}に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：毎月1日を始期とする。</p>	項目	頻度	外部被ばくによる線量	1ヶ月 ^{※1} に1回	内部被ばくによる線量	1ヶ月 ^{※1} に1回	<p>(原子力防災訓練) 第124条 安全技術課長は、原子力防災組織の構成員に対して非常事態に対処するための総合的な訓練を毎年度1回以上実施し、所長に報告する。</p> <p>(緊急作業従事者の線量管理等) 第128条の2 本部長は、<u>緊急作業従事者が緊急作業期間中に受ける線量を可能な限り低減するため、次の事項を実施する。</u></p> <p>(1) <u>緊急作業従事者が緊急作業に従事する期間中の実効線量および等価線量を表128の2に定める項目および頻度に基づき評価するとともに、法令に定める線量限度を超えないように被ばく線量の管理を実施する。</u></p> <p>(2) <u>原子炉施設の状況および作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じる。</u></p> <p>2 本部長は、緊急作業従事者に対し、<u>緊急作業期間中</u>および緊急作業に係る業務から離れる際、医師による健康診断を実施する。</p> <p>表128の2</p> <table border="1" data-bbox="1555 877 2481 993"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部被ばくによる線量</td> <td>1ヶ月^{※1}に1回</td> </tr> <tr> <td>内部被ばくによる線量</td> <td>1ヶ月^{※1}に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：毎月1日を始期とする。</p>	項目	頻度	外部被ばくによる線量	1ヶ月 ^{※1} に1回	内部被ばくによる線量	1ヶ月 ^{※1} に1回	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化（原子力防災要員の範囲の見直しに伴い、「等」を削除） ・記載の適正化（線量評価および管理の目的は被ばく低減であるため、第1項にまとめる） ・記載の適正化（健康診断の頻度は実用炉規則に規定されていないため、保安規定ではなく2次文書等に記載する。）
項目	頻度													
外部被ばくによる線量	1ヶ月 ^{※1} に1回													
内部被ばくによる線量	1ヶ月 ^{※1} に1回													
項目	頻度													
外部被ばくによる線量	1ヶ月 ^{※1} に1回													
内部被ばくによる線量	1ヶ月 ^{※1} に1回													

補正前	補正後	備考
<p style="text-align: center;">第11章 記録および報告</p> <p>(記 録)</p> <p>第132条 各課長は、表132-1に定める保安に関する記録を作成し、保存する。ただし、表132-1第45号および第46号は、原子力部長が組織に作成させ、保存させる。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2 組織は、表132-2に定める保安に関する記録を作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>(中略)</p>	<p>(変更なし)</p>	

補正前			補正後			備考
表132-1 つづき			表132-1 つづき			
記録（実用炉規則第7条にもとづく記録）	記録すべき場合※ ¹	保存期間	記録（実用炉規則第7条にもとづく記録）	記録すべき場合※ ¹	保存期間	<p>・記載の適正化（記録を一定期間保管する旨を保安規定に記載し、写しの交付については保安規定に記載しない。）</p>
13. 原子炉内における燃料体の配置	配置または配置替えの都度	取出後10年間	13. 原子炉内における燃料体の配置	配置または配置替えの都度	取出後10年間	
14. 運転開始前の点検結果	開始の都度	1年間	14. 運転開始前の点検結果	開始の都度	1年間	
15. 運転停止後の点検結果	停止の都度	1年間	15. 運転停止後の点検結果	停止の都度	1年間	
16. 運転開始日時	その都度	1年間	16. 運転開始日時	その都度	1年間	
17. 臨界到達日時	同上	1年間	17. 臨界到達日時	同上	1年間	
18. 運転切替日時	同上	1年間	18. 運転切替日時	同上	1年間	
19. 緊急しゃ断日時	同上	1年間	19. 緊急しゃ断日時	同上	1年間	
20. 運転停止日時	同上	1年間	20. 運転停止日時	同上	1年間	
21. 警報装置から発せられた警報の内容※ ²	同上	1年間	21. 警報装置から発せられた警報の内容※ ²	同上	1年間	
22. 運転責任者の氏名および運転員の氏名ならびにこれらの者の交代の日時および交代時の引継事項	交代の都度	1年間	22. 運転責任者の氏名および運転員の氏名ならびにこれらの者の交代の日時および交代時の引継事項	交代の都度	1年間	
23. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置または配置替えの都度	5年間	23. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置または配置替えの都度	5年間	
24. 使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	10年間	24. 使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	10年間	
25. 燃料体の形状または性状に関する検査の結果	挿入前および取出後（装荷予定のない場合を除く）	取出後10年間	25. 燃料体の形状または性状に関する検査の結果	挿入前および取出後（装荷予定のない場合を除く）	取出後10年間	
26. 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮へい物の側壁における線量当量率	毎日運転中1回	10年間	26. 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮へい物の側壁における線量当量率	毎日運転中1回	10年間	
27. 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の1日間および3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあつては毎日1回、3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回	10年間	27. 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の1日間および3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあつては毎日1回、3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回	10年間	
28. 管理区域内における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	10年間	28. 管理区域内における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	10年間	
29. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量※ ³ 、女子※ ⁴ の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日および1月1日を始期とする各3月間の線量※ ³ ならびに本人の申出等により所長が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量※ ³	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回	※5	29. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子※ ³ の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日および1月1日を始期とする各3月間の線量ならびに本人の申出等により所長が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回	※4	

補正前			補正後			備考
表132-1 つづき			表132-1 つづき			
記録（実用炉規則第7条にもとづく記録）	記録すべき場合 ^{*1}	保存期間	記録（実用炉規則第7条にもとづく記録）	記録すべき場合 ^{*1}	保存期間	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化（記録を一定期間保管する旨を保安規定に記載し、写しの交付については保安規定に記載しない。）
30. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量 ^{*3}	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回（左欄に掲げる当該1年間以降に限る）	※5	30. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回（左欄に掲げる当該1年間以降に限る）	※4	
31. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量 ^{*3}	その都度	※5	31. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※4	
32. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴および原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就くとき	※5	32. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴および原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就くとき	※4	
33. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の日時および経路	運搬の都度	1年間	33. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の日時および経路	運搬の都度	1年間	
34. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の日、場所および方法	その廃棄の都度	※6	34. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の日、場所および方法	その廃棄の都度	※5	
35. 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方法	封入または固型化の都度	※6	35. 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方法	封入または固型化の都度	※5	
36. 放射性物質による汚染の広がり防止および除去を行った場合には、その状況および担当者の氏名	広がり防止および除去の都度	1年間	36. 放射性物質による汚染の広がり防止および除去を行った場合には、その状況および担当者の氏名	広がり防止および除去の都度	1年間	
37. 事故の発生および復旧の日時	その都度	※6	37. 事故の発生および復旧の日時	その都度	※5	
38. 事故の状況および事故に際して採った処置	同上	※6	38. 事故の状況および事故に際して採った処置	同上	※5	
39. 事故の原因	同上	※6	39. 事故の原因	同上	※5	
40. 事故後の処置	同上	※6	40. 事故後の処置	同上	※5	
41. 風向および風速	連続して	10年間	41. 風向および風速	連続して	10年間	
42. 降雨量	同上	10年間	42. 降雨量	同上	10年間	

補正前			補正後			備考
表132-1 つづき			表132-1 つづき			
記録（実用炉規則第7条にもとづく記録）	記録すべき場合※ ¹	保存期間	記録（実用炉規則第7条にもとづく記録）	記録すべき場合※ ¹	保存期間	
43. 大気温度	同上	10年間	43. 大気温度	同上	10年間	
44. 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間	44. 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間	
45. 保安教育の実施日時，項目および受けた者の氏名	実施の都度	3年間	45. 保安教育の実施日時，項目および受けた者の氏名	実施の都度	3年間	
46. 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果	評価の都度	※ <u>6</u>	46. 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果	評価の都度	※ <u>5</u>	
47. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果			47. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果			
<p>※1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており，点検，故障または消耗品の交換により記録不能な期間を除く。</p> <p>※2：「警報装置から発せられた警報」とは，省令62号第21条第1項に規定する範囲の警報をいう。</p> <p>※3：<u>放射線業務従事者が当該業務を離れる時に，その記録の写しを交付する。</u></p> <p>※4：妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を所長に書面で申し出た者を除く。</p> <p>※5：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合，またはその記録を保存している期間が5年を超えた場合において，所長がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間</p> <p>※6：廃止措置が終了し，その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて，原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間</p>			<p>※1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており，点検，故障または消耗品の交換により記録不能な期間を除く。</p> <p>※2：「警報装置から発せられた警報」とは，省令62号第21条第1項に規定する範囲の警報をいう。</p> <p>※3：妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を所長に書面で申し出た者を除く。</p> <p>※4：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合，またはその記録を保存している期間が5年を超えた場合において，所長がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間</p> <p>※5：廃止措置が終了し，その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて，原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間</p>			

補正前	補正後	備考
<p>附 則（平成 25 年 7 月 1 日） （施行期日） 第 1 条 この規定は，原子力規制委員会の認可を受けた日から 10 日以内に施行する。</p> <p>2 第 74 条の表 74-1 について，非常用発電機の運用を開始するまでは，所要の電力供給が可能な場合，他の号炉の非常用ディーゼル発電機または電源車（電源装置と電源装置用運搬車を組み合わせたものを含む。）を非常用発電機とみなすことができる。</p> <p>附 則（平成 27 年 3 月 1 日） （施行期日） 第 1 条 この規定は，原子力規制委員会の認可を受けた日から 30 日以内に施行する。</p> <p>附 則（平成 年 月 日） （施行期日） 第 1 条 この規定は，平成 年 月 日から施行する。</p>	<p>(変更なし)</p>	